



1. カテゴリー

U12～U15（小学校5年生～中学校3年生）

2. スクールの指導内容

①コーディネーショントレーニング

コーディネーション能力をバスケットの練習につなげるトレーニングの実施

②ファンダメンタルドリル

バスケットボールの基礎、基本の技術が習得できるドリルの実施

③1on1の強化

育成に必要とされる個のスキルを磨くドリルとライブの実施

④バスケットボールの楽しさ

バスケットボールを今以上に好きになれるような指導

3. スタッフ

渡邊 真隆（わたなべ まさたか）

JBA 公認 B 級ライセンス

中島 篤志（なかじま あつし）

JBA 公認 C 級ライセンス

山田 大夢（やまだ ひろむ）

JBA 公認 D 級ライセンス

鈴木 一創（すずき はじめ）

JBA 公認 E 級ライセンス

その他ボランティアスタッフ

4. 詳細（会場・練習日程）

日曜日 17時00分～18時30分 福島南高校 or 福島市内体育館

※開催の日時が変更になる場合があります。特に祝日に変更になる場合があります。

5. 費用

初回の費用

年会費	6,500円
保険費用	800円
チームスウェット	5,000円（希望者のみとなります）

毎月の費用

会費	週1回（月4回）	4,000円
----	----------	--------

※兄弟で「ネクサス」「セカンド」「スクール」のいずれかに申し込みの場合、

月会費から1,000円引きとさせていただきます。

ユースチームの選手が申し込む場合、スクールの会費をユースの参加回数×1,000円引きとさせていただきます

（例 週2回参加の場合スクールの会費が2,000円引きとなる）

また入会特典としてTシャツとロングTシャツ、ハーフパンツを支給いたします。

6. 会員規約（重要点のみ、入会時会則をご参照ください）

- ・保護者の同意が無い場合は強制退会とします。
- ・施設使用時におけるマナーを守れない会員は強制退会とします。
（会員の保護者の方も同様とします。また、駐車や喫煙に関するルール順守も含まれます）
- ・費用の支払いが著しく滞る場合は強制退会とします。
- ・スポーツ保険に加入しますが、送迎時等の事故につきましては適用範囲外とし、当クラブでは

一切責任を負いかねますのでご了承ください。

- ・入会后、諸事情により退会する場合は支払い済みの会費の返金はできません。
- ・保護者、ご家族以外の練習見学は当クラブの許可が必要となります。
- ・練習中の撮影は個人で見える場合のみとしてください。また練習試合等はその限りではありません。ただし SNS へ画像や映像の投稿はご遠慮ください。
- ・天災や災害など自然災害の場合、スタッフの判断で練習等を中止することがあります。
- ・クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属します。(個人情報等で不都合がある場合はご相談ください)
- ・退会する場合は退会用の書面に必要事項を記載の上、提出いただいた時点で退会となります。

7. クラブ運営

クラブチームの運営については「一般社団法人NexuSports Academy」が管理することとします。

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体を Bravely NexuSchool バスケットボールクラブとする。

(目的)

第2条 この団体は小中学生を対象に子供たちの健全な育成を図るとともに、中学校高等学校などのバスケットにつながる活動を目的とする。

(目的2) 団体所属者のルール

- ① 礼儀を重んじる (挨拶・返事・感謝)
- ② ルール・マナー・モラルを重んじる
- ③ 仲間を敬う
- ④ 練習後はすぐ帰宅する

第2章 会員

(入会)

第3条 入会するものは次の要件を備えていなければならない。

- ① 本クラブの目的に賛同する者
- ② クラブの定める諸規定を遵守する者

(除名)

第4条 クラブは、第3条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第3章 会計

(資金)

第5条 クラブの費用は次の通りとする。

- ① 年会費 6, 500円
- ② 保険費用 800円
- ③ 月会費 4, 000円 (毎週1回、月4回)

(資金用途)

- 第6条 第5条により使われる資金
- ① 施設利用料
 - ② 各種謝礼・交通費等
 - ③ スポーツ保険
 - ④ 必要機材、その他練習に必要な物、道具、応急医薬品
 - ⑤ 事務手数料など
 - ⑥ その他スタッフが必要と判断した教材、講習会等

(クラブ)

- 第7条 遠征や講習会などに参加する場合、必要な費用を別途徴収するものとする。

(運用)

- 第8条 資金の運用は（一社）ネクサスポーツアカデミーとする。

第4章 事故の責任

(事故の責任)

- 第9条 会員はクラブ活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。
- 前項に違反して、盗難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

(保険の加入)

- 第10条 会員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。
- クラブは活動中に起きた事故以外の責任はないものとする。

第5章 休会・退会

(休会・退会)

- 第11条 休会・退会についてはスタッフに連絡することとし、休会は年度内1ヶ月とする。ただし重大な病気やけがによる長期休養が必要な場合はその限りではない。

また、所属するチーム練習の時間が体育館の使用時間のローテーションによりスクールに参加できない月がある場合、年度3回（1ヶ月×3回）まで休会を適用できることとする。休会中の会費は発生しないこととする。退会の場合、その月の23日までに退会が完了した場合はその月までの会費のみ、24日以降の申し出については翌月の会費が発生することとする。また退会用の書面に必要事項を記載して提出することで退会が完了となる。

第6章 細則

（細則）

- 第12条 クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属する。
- 第13条 天災地変、社会情勢の変化などにより活動が困難な場合は活動を取りやめることがある。その場合、徴収した会費の返金はおこなわず、活動回数の減少する場合がある。
- 第14条 感染症等による学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合に該当する選手はその期間の参加の自粛をすること。また保健所や学校などから指示がある場合はその指示に従い、出席停止の場合は活動参加を自粛すること。
- 第15条 この団体で活動する選手及びスタッフから新型コロナウイルス陽性者が出た場合、感染した選手及びスタッフは発症日から10日間の活動を自粛することとする。またチーム内の濃厚接触者の判定を保健所と行う。濃厚接触者は7日間の活動を自粛とする。感染が広がっている場合はアカデミーの活動自体を休止することもある。この場合は総則第13条に当てはまることとする。
- 第16条 本規約に定めない事項及び必要な細則はスタッフ会議での議決により定める。